

大分県立看護科学大学施設使用規程

平成18年 4月 1日
規程第 57 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学生生活規程第11条の規定に基づき、学生が本学施設を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 この規程において施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育施設
- (2) 交流棟

(体育施設の使用)

第3条 体育施設の使用を希望する者は、あらかじめ財務グループに申し出て、体育施設使用簿兼鍵受渡記録簿(第1号様式)に所要事項を記入しなければならない。

2 体育施設の使用時間を変更するとき、又は使用を中止するときは速やかに体育施設使用簿兼鍵受渡記録簿を訂正しなければならない。

(交流棟の使用)

第4条 交流棟の2階3階サークル室については、学生が自由に使用できるものとし、各室の鍵は学生が管理するものとする。

(使用の規制)

第5条 学長は、業務上の必要が生じた場合その他施設の使用が不相当と認めた場合は、使用の変更又は取消をすることができる。

(鍵の貸出・返納)

第6条 施設の利用者は、鍵の借用又は返納をしようとするときは、財務グループに申し出て、体育施設使用簿兼鍵受渡記録簿(第1号様式)に所要事項を記入しなければならない。

2 前項の規定による手続きを職員の勤務時間外に行う場合は、施設管理室に申し出て行うものとする。

3 鍵を借用した者は、その鍵を他人に転貸してはならない。

(遵守事項)

第7条 施設を使用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設を破損又は汚損しないよう取扱いに注意すること。
- (2) 施設内に危険物を持ち込まないこと。
- (3) 火気の取り扱いに注意すること。
- (4) 節電、節水等省エネルギーに心がけること。
- (5) 使用後は、整理清掃し、原状に復すること。

(損害賠償)

第8条 施設の使用者は、故意又は重大な過失により施設に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(校舎への入退出)

第9条 次に掲げる日又は時刻に校舎（交流棟を除く。）へ出入りする場合は、施設管理室において入退出記入簿（第2号様式）に所要事項を記入しなければならない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 前各号を除く日の午前6時30分以前及び午後6時30分以降

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。